

石綿取扱い作業従事者特別教育のご案内

「石綿障害予防規則」が平成17年7月1日に施行され、事業者には石綿（アスベスト）を使用した建築物等の解体・改修工事に従事する作業員への特別教育が労働安全衛生規則第36条第37号に基づき、義務付けられているところです。

つきましては、石綿障害予防規則に基づく「石綿取扱い作業従事者特別教育」を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、本講習は、全国土木施工管理技士会のCPDS及び建築士会CPDの学習プログラムの申請を行い、その認定を得ております。

記

1 講習日時及び場所

	日	時	場 所
第1回	令和 5年 8月 4日（金）	11時50分 ~ 16時50分	大分職業訓練センター 【大分市下宗方古川1035-1】
第2回	令和 5年 12月 18日（月）	11時50分 ~ 16時50分	

2 定 員 40 名

3 対 象 者 石綿が使用されている建築物又は工作物等の解体等に従事する方

4 受 講 料 会 員 7,480 円 (受講料 6,600 円、テキスト代 880 円)

非会員 8,580 円 (受講料 7,700 円、テキスト代 880 円)

受講料及びテキスト代は、消費税込(10%)の金額です。

5 講 習 内 容

科 目	講 習 内 容	時 間
石綿の有害性	石綿の性状石綿による疾病の病理及び症状喫煙の影響	0.5 時間
石綿等の使用状況	石綿を含有する製品の種類及び用途事前調査の方法	1.0 時間
石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。）の解体等の作業の方法、湿潤化の方法、作業場所の隔離の方法、その他石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置について必要な事項	1.0 時間
保護具の使用法	保護具の種類、性能、使用方法及び管理	1.0 時間
その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び石綿障害予防規則中の関係条項 石綿等による健康障害を防止するため当該業務について必要な事項	1.0 時間
計		4.5 時間

6 申 込 方 法

- ◎ 証明写真(3.0cm×2.4cm・6か月以内に撮影したもの)を貼付した申込書と受講料を添えて、建設業労働災害防止協会大分県支部にお申込み下さい。
申込方法は、窓口持参と郵送があります。郵送の場合は、受講票送付用として、84円切手を貼った返信用封筒(宛名を記入)を同封して下さい。ホームページに詳細を記載しております。
- ◎ 申込者が定員に達したときは締切ります。
申込後の取消・欠席は、受講料をお返しいたしません。ただし、受講者の交代は出来ます。
- ◎ 申込書に記載する氏名、生年月日等は法令で定められた記載項目であり、他の目的では使用しません。
- ◎ 所定時間に遅刻・早退した方には、修了証を交付しません。早めに来て講習前に受付を済ませて下さい。
- ◎ CPDSを希望される方は、運転免許証等のご本人確認ができるもの(顔写真付)をご持参下さい。

◆ 照 会 先 建設業労働災害防止協会 大分県支部 (略称:建災防)

〒870-0045 大分市城崎町3-3-41

TEL 097(538)0745
FAX 097(538)0323

《ホームページ》 <https://www.kensaibo-oita.com/>